

b) 枝毛等の傷んだ髪への補修

- ・枝毛・裂毛・パサつきなどの傷んだ髪を補修
- ・枝毛をコートして補修

c) 髪の表面の補修表現

- ・髪の表面の凹みを補修し、自然で美しいつや髪を
- ・キューティクルをしっかり密着させてなめらかな状態に補修
- ・補修成分がたんぱく繊維の隙間を埋めて補強し、キューティクルをコーティング補修
- ・〇〇成分が傷んだ髪の表面に吸着して、しなやかな状態に補修します



d) 髪の内部の補修表現

- ・〇〇成分が髪の内部まで浸透し、髪のダメージを補修します
- ・傷んだ髪の芯まで補修します

e) 成分の特記表示の配合目的としての表現

- ・毛髪補修・保湿成分「〇〇」配合
- ・毛髪補修コート成分配合
- ・毛髪補修タンパク配合

(2) 認められない表現の具体例

a) 補修という用語を用いた不適切な表現

- ・毛髪補修成分が傷んだ髪を再生
- ・傷んだ髪を補修して健康な髪の再生を促す
- ・毛髪補修成分が髪の内部に浸透し、傷んだ髪が回復する
- ・毛髪を補修し、バージンヘアが甦る
- ・傷んだ髪を補修して本質から髪質改善
- ・ダメージヘアを補修（広告全体として治療的に回復する内容である場合）

b) 補修という用語と類似した毛髪の損傷部分が治療的に回復するような表現

- ・傷んだ髪を修復します
- ・傷んだ髪が回復します
- ・健康な髪が廻ります

【関連法令等】 医薬品等適正広告基準 第4の3 (1)、3 (2)

「化粧品の効能の範囲の改正について」（平成13年3月9日 医薬監麻発第288号
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知）

【参考】 F4.4 化粧品に定められた効能効果以外の表現

E18 「エイジングケア」の表現

人は皆加齢することは自然の摂理であることは言うまでもない。人の肌の年齢に応じた化粧品等によるお手入れとして、「エイジングケア」という表現を用いて広告を行なう場合は、事実に基づき次の定義や表現の範囲内で行い、化粧品等の定義を逸脱するような表現を行ってはならない。

1. エイジングケア表現

(1) エイジングケアのガイドラインにおける定義

- ・エイジングケアとは、加齢によって変化している現在の肌状態に応じて、化粧品等に認められた効能・効果の範囲内で行う、年齢に応じた化粧品等によるお手入れ（ケア）のことである。

(2) 認められる表現の範囲

- ・年齢に応じた化粧品等の効能効果の範囲内のお手入れ（ケア）のことを「エイジングケア」を用いて表現したもの

(3) 認められない表現の範囲

- ・「エイジングケア」を標ぼうしながら若返り、老化防止、シワ・たるみの防止等の化粧品等の効能効果の範囲を逸脱した「エイジングケア」を用いた表現

- 例： a) 若返り効果に関するエイジングケア表現
b) 加齢による老化防止効果に関するエイジングケア表現
c) 加齢によるシワ・たるみの防止、改善に関するエイジングケア表現
d) 配合成分、作用機序の説明で老化防止を標ぼうしたエイジングケア表現
e) 肌質改善し、老化防止を標ぼうするエイジングケア表現
f) 「エイジングケア」を個別の具体的な効能・効果、又は作用であるかの様に標ぼうした表現

2. エイジングケア表現の範囲の具体例

(1) 認められる表現の具体例

- ・年を重ねた肌にうるおいを与えるエイジングケア
- ・年を重ねた肌にうるおいを与える成分〇〇を配合したエイジングケア
- ・年を重ねた貴方の肌に今必要なもの、それはすこやかな肌のためのうるおいエイジングケア
- ・美しく齢を重ねるために大切なこと、それはうるおいに満ちた肌のエイジングケア

(2) 認められない表現の具体例

a) 若返り効果に関する表現

- ・あきらめないで下さい。エイジングケアで若さは再び戻ります
- ・若々しい素肌がよく見えるエイジングケア
- ・小じわ、深いしわ、時間が戻るエイジングケア
- ・老化を招く原因のひとつ、活性酸素を取り除いて、若々しい素肌へ導くエイジングケア
- ・こんな方にオススメのエイジングケア……シワ、たるみが目立ち、老けてみられる

b) 加齢による老化防止効果に関する表現

- ・肌の老化を防ぐエイジングケア
- ・アンチエイジングケア
- ・エイジングケアで加齢に待った
- ・肌の老化対策エイジングケアとして開発された
- ・エイジングケアの大自然のパワーが肌老化を解決
- ・肌を「守り」「育む」老化対策のためのエイジングケア